所沢市脱炭素社会を実現するための条例

地球温暖化等に起因する大規模洪水や森林火災などの災害が世界各地で頻発 している。これは全人類の脅威であり、気候変動への対策は喫緊の課題である。

2015年のパリ協定採択以来、世界各国は温室効果ガスの排出量の削減に向け、その取組を加速してきた。

所沢市は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すゼロカーボンシティを宣言し、二酸化炭素の排出量の削減に向け、地道ではあるが、その歩みを始めたところである。しかし、行政のみならず、事業者、市民の全てが連帯して取り組まなければ脱炭素社会は実現できない。

所沢市は、ここに、現在そして未来の子どもたちが恵み豊かに暮らせる「ふるさと所沢」を創り、継承するため、市民とともに不断に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

- 第1条 この条例は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)及び所沢市環境基本条例(平成9年条例第4号)の趣旨を踏まえ、脱炭素社会の実現に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会の実現に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が恵み豊かに暮らせる環境の確保に寄与することを目的とする。(定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの 排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される二酸化炭素等の温室効 果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。
 - (2) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項の再生可能エネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
 - (3) 再生可能エネルギー等 再生可能エネルギー及び廃熱その他の未利用エネルギーをいう。

(基本理念)

- 第3条 本市における脱炭素社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - (1) 市、事業者及び市民の誰もが脱炭素社会の重要性を認識し、積極的に脱炭素社会の実現のための取組を行うこと。
 - (2) 脱炭素社会を実現するための取組は、二酸化炭素の排出量の削減と良好な市民生活の確保との両立を図りつつ実施すること。

(市の責務)

- 第4条 市は、法第21条第1項の地方公共団体実行計画を策定し、及び推進しなければならない。
- 2 市は、事業者及び市民が脱炭素社会への意識及び関心を高め、脱炭素社会を 実現するための活動に積極的に取り組むことができるよう、必要な施策を推 進しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、脱炭素社会を実現するための措置を講ずるよう努めるとともに、国、県及び市が実施する脱炭素社会を実現するため の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に関し、脱炭素社会を実現するための措置を講ずるよう努めるとともに、国、県及び市が実施する脱炭素社会を実現するための施策に協力しなければならない。

(脱炭素社会を実現するための基本的施策)

- 第7条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、脱炭素社会を実現するための具体的な施策を策定し、及び実施するものとする。
 - (1) 再生可能エネルギー等の普及、エネルギーの使用の合理化の促進その他二酸化炭素の排出量の削減に関する施策を推進すること。
 - (2) 二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林等の保全及び活用に関する施策を推進すること。
 - (3) 脱炭素社会の実現のために自主的かつ積極的に取り組むことができる人材の育成を推進すること。
 - (4) 国、他の地方公共団体、大学その他の研究機関及び事業者と連携を図るこ

と。

(5) 脱炭素社会の実現のために必要な国際的な連携を図ること。

(再生可能エネルギー等の普及の促進)

- 第8条 市は、再生可能エネルギー等の普及を促進するため、次に掲げる施策を 講ずるものとする。
 - (1) 再生可能エネルギー等を利用するための設備の導入を促進するための施策
 - (2) 再生可能エネルギー等を利用して得られる電気(以下「再生可能エネルギー電気」という。)の利用を促進するための施策
- 2 事業者及び市民は、次に掲げる事項の実施その他の再生可能エネルギー等 の優先的な利用に努めるものとする。
 - (1) 所有する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)又は所有する土地に再生可能エネルギー等を利用するための設備を設置すること。
 - (2) 再生可能エネルギー電気を購入すること。

(再生可能エネルギー電気の地産地消の促進)

第9条 市は、市内で生産された再生可能エネルギー電気を市内で消費することを促進するため、関係者間の連携、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(エネルギー消費機器等に係るエネルギーの使用の合理化)

- 第10条 市は、事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化の促進に資するため、エネルギーの消費量がより少ないエネルギー消費機器等(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第144条第1項のエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。)の優先的な購入及び使用を促進するものとする。
- 2 エネルギー消費機器等を購入し、又は使用しようとする者は、エネルギーの 消費量がより少ないエネルギー消費機器等を優先的に購入し、又は使用する よう努めるものとする。

(建築物に係るエネルギーの使用の合理化)

第11条 建築物の新築、増築、改築、修繕等をしようとする者は、断熱性能の 向上、再生可能エネルギー等の利用その他当該建築物の使用に伴い生じる二 酸化炭素の排出量の削減を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものと する。

2 市は、前項の規定による措置の実施を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(移動手段に係るエネルギーの使用の合理化)

- 第12条 市は、移動における二酸化炭素の排出量を削減するため、徒歩又は公共交通機関、自転車、二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項の自動車及び同条第3項の原動機付自転車をいう。以下同じ。)その他二酸化炭素の排出量の削減に資する移動手段(以下「公共交通機関等」という。)での移動を促進するための施策を講ずるものとする。
- 2 自家用の自動車等を使用して移動しようとする者は、二酸化炭素の排出の 抑制に資する自動車等を使用している場合を除き、当該自動車等に代えて、徒 歩又は公共交通機関等での移動に努めるものとする。
- 第13条 自動車等を使用する者は、当該自動車等の使用に当たっては、二酸化 炭素の排出量をより少なくするための適切な運転及び適正な車両整備に努め るものとする。
- 2 市は、前項の適切な運転及び適正な車両整備に関する情報の提供を行うものとする。

(環境物品等の選択等)

- 第14条 市は、二酸化炭素の排出量の削減に資するため、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項の環境物品等をいう。以下同じ。)への需要の転換を促進するものとする。
- 2 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けようとする者は、 環境物品等を選択し、その適切な使用に努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制等)

第15条 市は、廃棄物の処理による二酸化炭素の排出量の削減を図るため、廃棄物の発生の抑制、再利用及び適正な処理を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学習の推進及び知識の普及啓発並びにその実践)

第16条 市は、脱炭素社会の実現のために自主的かつ積極的に取り組むことができる人材を育成するため、学校、地域その他のあらゆる場を通じて脱炭素

社会の実現に関する学習を推進し、及び知識の普及啓発を行うものとする。

2 事業者及び市民は、脱炭素社会の実現に関して学習するとともに、その実践に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。